

広島県立呉特別支援学校校務運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、広島県立高等学校等管理規則(昭和32年広島県教育委員会規則第2号。以下「管理規則」という。)第18条の規定に基づき、広島県立呉特別支援学校の校務運営に関し基本的事項を定めることを目的とする。

(校長)

第2条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教頭)

第3条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。

2 教頭は、校長に事故があるときは、校長の職務を代理し、校長が欠けたときは、校長の職務を行なう。

3 第2項の場合、教頭は、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

(総括事務長又は事務長)

第4条 総括事務長又は事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務を掌理する。

(部主事)

第5条 部主事は、校長の監督を受け、学部に関する校務をつかさどる。

2 部主事は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

第2章 組織

第1節 学部会、学年会及び部

(学部会)

第6条 本校及び分級のそれぞれに、次の各号に掲げる学部会を置く。

- 一 小学部会
- 二 中学部会
- 三 高等部会

(学年会)

第7条 各学年に、学年における教育指導及び事務処理をするため、学年会を置く。

(部)

第8条 本校の校務を分掌させるため、次の各号に掲げる部を置く。

- 一 総務部
- 二 教務部
- 三 生徒指導部
- 四 進路指導部
- 五 保健安全部
- 六 教育研究部
- 七 教育相談部

2 分級の校務を分掌させるため、次の各号に掲げる部を置く。

- 一 教務部
- 二 研究部

3 第1項の各号に掲げる部の所掌事務は別表第1のとおりとし、第2項の各号に掲げる部の所掌事務は別表第2のとおりとする。

第2節 委員会等

(医療的ケア検討委員会)

第9条 医療的ケアを安全に実施するため、本校及び分級のそれぞれに医療的ケア検討委員会を置く。

2 医療的ケア検討委員会の運営に必要な事項は、校長が別に定める。

(いじめ防止対策委員会)

第10条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、本校及び分級のそれぞれにいじめ防止対策委員会を置く。

2 いじめ防止対策委員会の運営に必要な事項は、校長が別に定める。

(入学者選抜委員会)

第11条 高等部の入学者選抜及び編・転入学者選抜の実施及び合格者の選考等に関する協議を行うため、本校及び分級のそれぞれに入学者選抜委員会を置く。

2 入学者選抜委員会の運営に必要な事項は、校長が別に定める。

(学校衛生委員会)

第12条 広島県立学校職員衛生管理要綱第9条第1項の規定に基づき、本校及び分級のそれぞれに学校衛生委員会を置く。

2 学校衛生委員会の運営に必要な事項は、校長が別に定める。

(不祥事防止対策委員会)

第13条 教育に全力を注ぐ学校風土及び文化を確立し不祥事を防止するため、本校及び分級のそれぞれに不祥事防止対策委員会を置く。

2 不祥事防止対策委員会の運営に必要な事項は、校長が別に定める。

(いじめ・体罰・セクシュアルハラスメント相談窓口)

第 14 条 児童生徒に対するいじめ及び体罰並びに児童生徒等に対するセクシュアルハラスメントに係る相談に対応するため、本校及び分級のそれぞれにいじめ・体罰・セクシュアルハラスメント相談窓口を置く。

2 いじめ・体罰・セクシュアルハラスメント相談窓口の運営に必要な事項は、校長が別に定める。

(教科用図書選定委員会)

第 15 条 教科用図書の選定に係る業務を行うため、本校及び分級のそれぞれに教科用図書選定委員会を置く。

2 教科用図書選定委員会の運営に必要な事項は、校長が別に定める。

(学校保健委員会)

第 16 条 学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するため、本校及び分級のそれぞれに学校保健委員会を置く。

2 学校保健委員会の運営に必要な事項は、校長が別に定める。

第 3 節 事務室

(事務室)

第 17 条 学校の庶務、会計、管財等に関する事務を処理させるため、事務室を置く。

2 事務室の所掌事務等は別表第 3 のとおりとする。

第 3 章 主任等

第 1 節 本校

(主任等)

第 18 条 管理規則第 15 条第 1 項の規定に基づき、本校に次の各号に掲げる主任等を置く。

- 一 学年主任
- 二 教務主任
- 三 生徒指導主事
- 四 進路指導主事
- 五 保健主事

2 前項第一号の規定にかかわらず、2 未満の学級で編成している学年には学年主任を置かない。

3 第 1 項第二号に規定する教務主任は、学部ごとに置く。

4 第 1 項に掲げるもののほか、管理規則第 15 条の 4 の規定に基づき、次の各号に掲げる主任等を置く。

- 一 総務主任
- 二 教育研究主任
- 三 教育相談主任

(学年主任)

第 19 条 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年会の事務を統括する。

(総務主任)

第 20 条 総務主任は、校長の監督を受け、総務部の事務を統括し、所掌事務について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(教務主任)

第 21 条 教務主任は、校長の監督を受け、当該学部における教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教務部の事務のうち当該学部に係る事務を統括する。

(生徒指導主事)

第 22 条 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導部の事務を統括する。

(進路指導主事)

第 23 条 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 進路指導主事は、校長の監督を受け、進路指導部の事務を統括する。

(保健主事)

第 24 条 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 保健主事は、校長の監督を受け、保健安全部の事務を統括する。

(教育研究主任)

第 25 条 教育研究主任は、校長の監督を受け、教育研究に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 教育研究主任は、校長の監督を受け、教育研究部の事務を統括する。

(教育相談主任)

第 26 条 教育相談主任は、校長の監督を受け、入学及び教育指導に係る相談並びに地域における特別支援教育のセンター的機能等に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 教育相談主任は、校長の監督を受け、教育相談部の事務を統括する。

(副主任)

第27条 第8条第1項の各号(ただし、第二号を除く。)に規定する部に、副主任を置く。

2 副主任は、当該部を統括する主任等(以下「当該主任」という。)を助け、当該主任に事故があるときは、その職務を代理する。

第2節 分級

(主任等)

第28条 管理規則第15条第1項の規定に基づき、教務主任を置く。

2 第1項に規定するもののほか、管理規則第15条の4の規定に基づき、研究主任を置く。

(教務主任)

第29条 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教務部の事務を統括する。

(研究主任)

第30条 研究主任は、校長の監督を受け、教育研究に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 研究主任は、校長の監督を受け、研究部の事務を統括する。

(副主任)

第31条 第8条第2項の各号に掲げる部に、副主任を置く。

2 副主任は、部を統括する主任等(以下「当該主任」という。)を助け、当該主任に事故があるときは、その職務を代理する。

第4章 会議

第1節 校務運営会議

(設置)

第32条 校長の学校経営方針に基づき、校務を円滑かつ効果的に行うため、本校及び分級のそれぞれに校務運営会議を置く。

(組織)

第33条 本校の校務運営会議は、校長、教頭、総括事務長又は事務長、部主事、総務主任、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、教育研究主任及び教育相談主任で組織する。

2 分級の校務運営会議は、校長、教頭、事務長、教務主任及び研究主任で組織する。

(協議事項)

第34条 校務運営会議は、次の各号に掲げる事項を取扱う。

- 一 校務運営状況に係る報告に関する事
- 二 諸業務の方針に係る確認に関する事
- 三 その他、校長が必要と認める事項

(主宰)

第35条 校務運営会議は、校長が召集し、主宰する。

第2節 職員会議

(設置)

第36条 管理規則第16条の2第1項の規定に基づき、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、本校及び分級のそれぞれに職員会議を置く。

(組織)

第37条 職員会議は常勤職員で組織する。

2 事務室の職員は、原則として本校の職員会議に組織する。

3 第1項の規定に拘らず、校長が必要と判断した場合、非常勤職員を職員会議に出席させることができる。

(協議事項)

第38条 職員会議は、校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換などを行う。

(主宰)

第39条 職員会議は、校長が召集し、主宰する。

第3節 連絡会議

(設置)

第40条 業務の処理または特定事項の協議のため、本校に別表第4の第1欄に掲げる連絡会議を置き、分級に別表第5の第1欄に掲げる連絡会議を置き、及び事務室に別表第6の第1欄に掲げる連絡会議を置き、それぞれの会議を第2欄に掲げる者で構成し、第3欄に掲げる事項の協議又は連絡等を行い、第4欄に掲げる主任等が当該会議の運営を担当し、原則として第5欄に掲げる時期に開催する。

2 前項の規定に拘らず、校長が必要と判断した場合、第2欄に掲げる者以外のものを会議に出席させることができる。

(臨時の連絡会議)

第41条 前条の規定に拘らず、校長が必要と判断した場合、別表第4、別表第5及び別表第6に掲げる連絡会議以外に、

連絡調整等のための会議を開催することができる。

第5章 学校評価等

(学校運営協議会)

第42条 広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則及び広島県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱に基づき、学校運営協議会を設置し、運営する。

第6章 雑則

(職員の配置)

第43条 職員の配置については、教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が行う。

(実施細則)

第44条 この規程の実施に際して必要な細則は、校長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
平成31年4月1日 一部改正（第8条第3項、別表第一及び第三）
令和元年5月8日 一部改正（第5章及び第6章）